



～聚楽保育所の移管に 法人からの応募なし！～

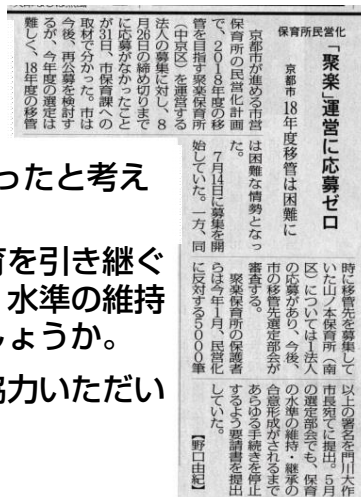
平成30年の民間への
移管は困難な状態に！

7月から開始された聚楽保育所の移管先法人の募集。8月29日の募集締め切りまでに応募がなかったことが8月31日付の保育課からの通知で明らかになりました。

この結果、当初予定されていた平成30年度の民間移管の可能性はほぼ無くなったと考えられます。

応募が無かった理由はまだはっきりしていませんが、現在の聚楽保育所の保育を引き継ぐのは難しいと判断されたからと考えられます。移管に不安を感じ、保育内容・水準の維持を粘り強く訴え続けてきた取り組みも何かしらの効果があったのではないのでしょうか。

これまで、ご心配をいただいた皆さま、署名をはじめ、いろいろな活動にご協力いただいた方々に改めて御礼申し上げます。



意見聴取での保護者の意見

5月から移管先法人の募集に向けた選定部会が開かれ、募集要項の作成が進められてきました。第2回（6月14日）、第3回（7月1日）の選定部会では聚楽保育所の保護者への意見聴取が行われました。その中で、保護者会会長はじめ重度障害児の保護者が意見を述べたほか、移管先法人の選定にかかわる書類審査と実地審査の審査基準と「移管後の運営に係る基本事項」について、保護者側が作成した案を提出しました。

1. 聚楽保育所の保育の水準の維持

民間への移管は、我々保護者・子どもたちが望んだことではなく、京都市の都合によって行われることなので、現状の保育の水準を下回るようなことにならないよう、移管先の法人を選ぶのであれば、慎重に、かつ、子どもと保護者の視点に立ち選定を行い、聚楽保育所の保育の水準を維持すること。

2. 最低点の設定

現状の聚楽保育所の保育の水準を維持するため、京都市営保育所の保育を基準にした審査項目・審査基準にすること。それができなければ、まずは、同じ項目で聚楽保育所を評価し、その点数を下回る法人は、如何に競合の中で得点が高くとも選定をしないこと。

3. 引き継ぎ・共同保育の期間を十分に確保する

聚楽保育所では7時から19時までの12時間の保育が保障されており、これを移管先法人の担任予定者が引き継ぎの期間に1人で引き継ぐことは現実的に不可能である。そのため、引継ぎの要員を十分に確保すること。

また、調理員についても、離乳食や、個別食に対応するためにも4月から一年間の引き継ぎを行うようにすること（募集要項案では移管手前の3か月間のみ）。

4. 移管先法人の職員への京都市の職員と同等の研修の義務付け

保育の水準を維持するためには、京都市営保育所の職員と同じ目線、意識を持つことが重要であるため、移管先法人の職員には京都市の職員が受ける研修への参加を義務付けること。

5. 障害児、配慮の必要な子どもたちと親のためであり続けること

聚楽保育所は、いろいろな子どもたちや、様々な事情を抱えている保護者の方が利用している。そうした子どもたち、保護者を温かく迎え入れてきた聚楽保育所の意識と役割を確実に引き継ぎ、保育を必要としている人たちのための保育施設として存続させること。

しかし、最終的に確定した募集要項では、これらのほとんどが要件から外されてしまいました…。そこで、聚楽保育所保護者会と民間移管対策委員会は、募集要項に「参考」として付される「保護者会のページ」に、応募を予定している法人に向けた「思い」と「条件」を掲載しました。

（内容は、配布済みの確定版募集要項をご覧ください）

今年度(2016年度)これまでの流れと動き

じゅらく保育所の民間移管をめぐる動きと保護者会・対策委員会の取り組み

2016年4月

8日

保護者会より京都市子ども・子育て会議会長西岡正子氏および同会議の全委員宛に民間移管にかかわる要望書を提出。

27日

保護者会として西岡会長と面談。移管の検証の方法や移管の進め方などについて意見を交わし、西岡会長より市長や副市長に意見を述べるなどの回答をもらう。

2016年5月

6日

保護者会より選定部会の全委員宛に「京都市聚楽保育所の移管先選定に関する要望書」を提出。

9日

平成28年度第1回市営保育所移管先選定部会が開催される。開始前に安保千秋部会長に改めて「要望書」を手渡し。

27日

保護者会総会にて本年度保護者会長を選出。また、民間移管に関わる活動について、民間移管対策委員会に一任していただくことが承認される。

選定部会では…

部会長が保護者の視点を代表しているはずの市民公募委員に対し「応募する法人の目で募集要項の確認を」と発言して、その視点を限定したほか、保育内容・水準の維持を訴える保護者を茶化するような発言や、障害児の保護者を代表しているはずの委員による重度障害児の保護者に対する「(保育所の体制ではなく)保育士の熱意や気持ちがあれば入園できる」との発言、委員の準備不足、スケジュールを優先するかのような運営のあり方など、保護者の意見や保育の実状への無視・無理解が目立ちました。

2016年6月

3日

京都市保育課が募集要項案についての保護者説明会を開催。事前/当日に募集要項案が配布されず、選定部会の会議録も未公開のため説明会が成立せず。6日に全戸配布された。

9日

保育課、募集要項案の第2回保護者説明会を開催。保護者会より募集要項案に対する全176項目の質問状を提出し、回答があるまで選定部会での保護者意見聴取は困難であることを申し入れる。

13日

保育課より19時過ぎに質問状に対する回答があるも、翌日に控えた第2回選定部会に向けて保護者意見を取りまとめることは困難であるため、意見聴取に応じられないことを伝える。

14日

第2回選定部会開催。聚楽保育所より3名の保護者が保育課の対応の問題とこれまでの経緯、基本的な考え方のみを説明し、第3回選定部会での再度の意見聴取を要請する。

2016年7月

1日

第3回選定部会開催。聚楽保育所より3名の保護者が意見を述べ、保育内容や水準の維持を求める(詳細は表面を参照)。事務局(保育課)からも、保護者の最低限の要望である「最低点の設定」「点数配分」「引き継ぎ・共同保育期間」「保育士の経験年数」「研修」が提起されるも、審議の結果、ほとんどが否決された。

4日

選定部会の進め方と委員の発言等について、保育課に意見書を提出。翌日、保育課より「各委員に伝えるが、発言については各委員の判断に任せるほかない」との回答がある。

7日

保護者会より選定部会の全委員宛に意見書を提出し、保護者意見を十分に踏まえた上での審議を要望。

8日

第4回選定部会開催。聚楽保育所保護者からの提案事項が議題となるも、十分な審議がなされず終了し、募集要項が確定される。移管先募集に向けたスケジュールが優先されたため、11日には保護者全体の確認を取れないまま「保護者会のページ」を提出。

14日

移管先法人の募集開始。募集期間中、応募予定法人が(通常の保育時間ではなく)子どもたちの昼寝時間中に聚楽保育所を視察していたことが後に判明。

2016年8月

19日

保育課、確定された募集要項について、保護者説明会を開催。選定部会の運営や委員の態度等についての保育課の責任を確認し、回答を求める。

31日

保育課より聚楽保育所の移管先法人募集に応募が無かったことの報告と、「今後再公募に向けた検討を行う」旨が通知される。

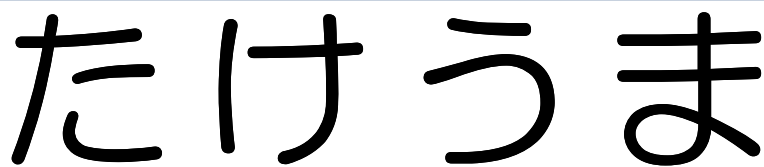
編集後記

とりあえず…

募集かけて応募なし…とりあえずは平成30年度の移管はなくなった…「ひとまずは…」と思うのだけど、移管の話自体がなくなったわけではないというのが若干引っかかっています。この先、いったいどうなるのか。来年度、聚楽を希望して入ってくる人たちは大丈夫だろうか…いろいろと考えてしまいます。たとえ、移管の話が進んだとしても、私たちや

保育を必要としている人たちにとって価値ある施設であり続けるようにしていかななくてはならないんだと強く思っています。聚楽に降ってわいた「民間移管」の話。そんなこんなで第1章はこれにて結びと相成ります。そして聚楽は間もなく40周年。それは大いにお祝いしたいなあ…。

おれんじ 父



Vol.12

～民間移管対策委員会の活動と
今年度の結果を振り返る～

この再公募に向けた検討の中で保育課は、当初「聚楽保育所の移管先法人への応募」に興味を示していた6つの法人から、「応募しなかった理由」をヒアリングしました。
その結果、以下のような返答があったとのこと。

保育所民営化
「聚楽」運営に応募ゼロ

京都市 18年度移管は困難に

京都市が進める市営保育所の民営化計画で、2018年度の移管を目指す聚楽保育所（中京区）を運営する法人の募集に対し、8月26日の締め切りまでに応募がなかったことが31日、市保育課への取材で分かった。市は今後、再公募を検討するが、今年度の選定は難しく、18年度の移管

は困難な情勢となった。

7月14日に募集を開始していた。一方、同

田の移管先選定部会
いた山ノ本保育所（南区）については1法人の応募があり、今後、市の移管先選定部会が審査する。

聚楽保育所の保護者らは今年1月、民営化に反対する5000筆

市長宛てに提出。5月の選定部会でも、保育の水準の維持・継承の合意形成がされるまであらゆる手続きを停止するよう要請書を提出していた。

【野口由紀】

スケジュールを優先させて、これらの問題を先送りしてきた京都市の民間移管の進め方に問題があるともいえそうです。

意見交換会に参加しませんか

保護者会は現在、京都市とおよそ月に一回程度、民間移管についての意見交換をおこなっています。

「難しそう」「忙しい」「どうせ変わらない」…という気持ちもあるかと思いますが、保護者の思いや考えを伝える、大切な場になっています。

これまでの意見交換会や、移管先選定部会での保護者意見の表明等を通じて、応募を予定していた法人に「保護者の反対や不安が強い」ことも伝わりました。

夕方のお忙しい時間からではありますが、途中参加や途中退室もちろん可能です。意見交換会の間の保育もあります。

皆さんのお時間の許す範囲でご参加いただき、思いや考えを京都市に伝えることで、民間移管の是非も含めた意見の交換ができればと思います。



次回の「聚楽保育所の民間移管に関する意見交換会」は
2月28日(火) 19:00～
たくさんの方のご参加をお待ちしております。

民間移管対策委員選出のお願い

2014年度に有志によってスタートした「民間移管対策委員会」ですが、現在は保護者会の活動のひとつに位置づけられています。各クラスで新年度の役員・委員を決める際、民間移管対策委員2名も選出してください。今後、仮に聚楽保育所が民間に移管された

場合は、移管先法人と京都市、保護者でつくる三者協議会において、移管にあたっての課題などが協議されることになります。

民間移管対策委員会は、この三者協議会のベースにもなります。

～ご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。～

「修学院保育所の存続を求める署名」にご協力ください

聚楽保育所保護者会が2015年度に「聚楽保育所の存続を求める署名」を集めた際、多くの方々からご協力をいただきました。

現在、2019（平成31）年度に民間移管される予定の修学院保育所（左京区）の父母の会も、同様の署名を集めています。

別途、皆さんに署名用紙をお配りしておりますので、ぜひご協力ください。

職員室前に提出箱を設置しています。

署名は2月25日まで募集しています。

メールでも署名を受け付けているそうです。署名用紙と資料は以下のURLでもダウンロードできます。

【署名用紙】

<http://ikan.blog.jp/syu.syomei.pdf>

【関連資料】

<http://ikan.blog.jp/syu.tenpu.pdf>

編集後記

平成28年度もあと少し…

「平成30年度」というタイムリミットが現時点ではなくなったけど、2月15日現在、その後のことは何も決まっていないうんだね。時限装置の解除まではできていないということ。そもそも、解除ができるのかどうかもわからないっていう状態でこのまま続けるのも、うーん…って感じです。

説明会や意見交換会でずっと指摘してきた問題点が応募予定の法人から出され、移管しようとも「いかん」ともできない移管問題。そもそもコストを抑えるための民間移管なのに、移管に関する問題解決にコストをかけるなんてバカなことはないよねえ…ねえ、しちよーさん。おれんじ 父



民間移管対策を進めるにあたって～民間移管対策委員会の考え方～

京都市が6月16日付で聚楽保育所の全世帯に配布した文書に「民間移管に関する意向調査期間中に聚楽保育所保護者会が市内の民間保育園に送付した書簡の影響で、正常な回答が得られなかった」といったことが記されており、驚かれた方も多いかと思います。

私たち民間移管対策委員会は、この京都市の通知はとても一方的で、おかしいものだと考えています。

そこで、保護者会が市内の民間園に書簡を送付した理由と、その内容についてお知らせします。

京都市はもともと、聚楽保育所を2018（平成30）年度から民間に移管するため、昨年8月に移管先を募集しましたが、応募が一件もありませんでした。

その後「再公募」について何度も保護者との意見交換を重ねた結果、一度は「2017（平成29）年度中には再公募を実施しない方針である」と京都市より説明されました（2017年3月末）。

ところが、5月9日にはこの説明を一方的に覆して、2019（平成31）年度の民間移管を前提に、聚楽保育所の移管について民間の法人へ移管を受ける意向を調査することが発表されました。

これを受けて、このような一方的な進め方では、子どもと保護者の意見や思いを反映した意向調査にならないと考え、聚楽保育所保護者会と民間移管対策委員会で、市内で民間園を運営する法人に私たちの考え方を伝える書簡を送付することにしました。

ここまでの経緯

説明会での京都市からの説明

2016年

8月31日 応募法人なし発表

10月19日 今後の展開検討中

12月16日 今後の展開検討中

2017年

1月18日 今後の展開検討中

2月28日 今後の展開検討中

3月30日 31年度は再公募はしない考えと説明

5月末 意向調査を実施

【市内の民間園に送付した文書の要点】

聚楽保育所保護者会は、市営保育所の民間移管自体に反対してはおりませんが、これまでの京都市の説明や移管先法人等の審査・選定のあり方等には問題を感じており、このままでは、移管によって子どもや保護者に多大な影響や負担が生じてしまうのではないかと心配しています。

そうしたなか、しかるべき手続きを踏まないまま「再公募」に向けた意向調査が行われたことに、私たちは大変困惑しています。

そこで、もし聚楽保育所の民間移管に対し応募を予定・検討される場合は、保護者会の考え方や基本的な要望、子どもと保護者の立場や思いを尊重し、これを十分に踏まえた上で対応するようにしてください。

私たちからの具体的な要望は次の10項目です。

- ① 最低でも聚楽保育所の民営化が決定された2014（平成26）年度時点の保育内容・水準を維持すること
- ② いつまでも一人ひとりの子どもと保護者のための保育所であり続けること
- ③ 職員及び法人役員すべてが、常に個々の子どもの最善の利益を保障すること
- ④ 保護者会との関係性を維持し、保護者会の意向なく保育に関わる内容を変更しないこと
- ⑤ どんな家庭、どんな子どもでも、保育を必要とする人たちのために常に受け入れられる態勢を維持すること
- ⑥ これまで聚楽保育所が行ってきた保育内容を尊重し、継承するとともに、「聚楽」の名称を残すこと
- ⑦ 営利のための保育所ではなく、福祉としての保育所であり続けること
- ⑧ 職員の満足度を高め、働きたいと思われる保育所であり続けること
- ⑨ 上記8つの項目を移管当日から確実に実行するため、移管先法人として確定した日から準備すること
- ⑩ これらのことが「できない」「理解できない」のであれば、応募はお控えください

これまで、法人への意向調査をはじめとする民間移管に関する手続きは、スケジュールばかりが優先され、当事者である子どもや保護者の意見はほとんど顧みられませんでした。

今年度は、意向調査に合わせ民間移管に際しての保護者としての基本的な考え方を市内の全民間園にあらかじめお伝えしたことで、初めて、子ども・保護者の意見や要望を踏まえた意向調査が実現したと考えています。

私たちが書簡を送付したことで「正常な回答が得られなかった」というのは、あまりにも一方的な決め付けではないかと考えています。

一方的な反対ではなく確実な質の維持を求めて

民間移管対策委員会は、一方的に民間移管に反対しているわけではありません。

2014年夏に聚楽保育所の民間移管が発表されて以来、すでに3年が経過しました。その間、聚楽保育所が民間移管対象保育所であることを了解した上で入所された方々も沢山おられます。また、民間移管に賛成される方々も当然おられます。

そうしたことを踏まえて、民間移管対策委員会では、移管そのものの賛否は問わず、移管にあたって、これまでの聚楽保育所の保育内容や保育水準を維持することを前提に、その具体的な方法を京都市と協議してきました。

移管の賛否に関わらず、子どもと保護者に負担や影響を生じさせないことこそ、民間移管の最低条件だと考えるからです。

対策委員会が 京都市と移管先法人に求めるポイント

- これまでの聚楽保育所の保育内容・水準を維持すること
- 障害等の事情・背景を持つ子どもに今まで通り対応すること
- 子どもと保護者の同意なく保育内容を変えないこと
- 移管にあたって、子どもと保護者に影響や負担を生じさせないこと

今後の「民間移管対策委員会」

2014年度に保護者の有志で発足した「民間移管対策委員会」ですが、2015年度より保護者会の活動の一環に位置づけられています。

今年度からは、各クラス2名ずつ「民間移管対策委員」を選出していただくことになりました。

今後、仮に聚楽保育所の移管先法人が決まった場合、移管にあたっての課題や移管後の運営のあり方については、保護者と法人と京都市でつくる「三者協議会」で協議を行います。

基本的に、移管先法人は「三者協議会」の決定を無視して運営することができないようになっていきます。そのため、法人は新たな取り組みや、これまでの保育内容の変更をおこなう場合、「三者協議会」で保護者や京都市と協議を行い、その同意を得なくてはなりません。

「民間移管対策委員会」は、民間移管の問題点や保育内容・水準の維持等について京都市と協議を行うだけでなく、将来的に聚楽保育所が民間に移管されることを

想定して、この「三者協議会」に向けた準備も進めています。

聚楽保育所の移管先法人が決まった場合、現在の「民間移管対策委員」は、保護者の代表としてこの「三者協議会」に参加し、より良い運営に向けて、法人や京都市と協議を行うこととなります。

今年度、各クラスから「民間移管対策委員」を選出いただいたのは、民間移管に関わってこれまでに保護者から出された意見や思いを、確実に「三者協議会」へと引き継いでいくためでもあります。

「三者協議会」は、子どもたち一人ひとり、そして保護者自身にも大きく関わる、保育の内容や保育所の運営について、保護者の視点に立って意見を言える場になります。

多くの皆さんに、様々なご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

● ちなみに… いろんなパタンで「民間移管対策委員会」の今後を考える

内容	名称	活動内容
移管先法人が決まった場合	三者協議会	保護者の代表として、移管される法人、京都市と保育園の運営における、保育内容や園の状態について協議を行う
移管対象保育所であり続けた場合	変更なし	引き続き京都市と移管先法人が決まるまで保育水準の維持のための方法や、選定における問題点の解消について意見を交換
移管対象保育所でなくなった場合	変更なし (または解散)	京都市として民間移管を撤廃の場合、完全解散を予定他の保育所が移管対象となった場合、これまでの活動の具体例を紹介しサポートをする

8月22日(火)に京都市からの説明会で、現時点でもまだ平成31年度の再公募を行うのかどうか「検討中」と話がありました。なんだかねで8月も終わり。29年度も残り半分のタイミングで、今後どのように進んでいくのか…引き続き、京都市へ説明と対応を求めています。

編集後記

「個」も大事、でも「全体」もやっぱり大事…

29年度が始まり大分たっちゃんしましたが、今年度もまた、新しいお友だち、職員の方々をお迎えし「京都市聚楽保育所」の1年がスタートしました。個人的には保育所生活最後の年(のはず)。また思いつき楽しんでいきたいと思っているわけでありませう。全ての子ども・保護者の方とお話ができるように、そして全ての人たちが楽しく通ってこれるように…と色々考えています。

お手伝いさせていただきたいと思っています。自分の子どもも大切ですが、ここ(じゅらく)にきている全ての人が大切なんだなあ…(また気持ち悪いといわれてしまう)。そんなラストイヤーももうすぐ半分経過！さあ、後半、まいりましょう！後半しゅっぱーつ！

ぶどう 父

新年度も 2 ヶ月近くが過ぎ、子どもたちも保護者の皆さんも、新しいクラスに慣れてきた頃でしょうか。

このニュースレター『たけうま』は、聚楽保育所保護者会の民間移管対策委員会が発行する、保護者の皆さんへの大切なお知らせです。

今号は少し長いですが、ぜひお読みください。

民間移管対策委員会のこれまでと、これから

聚楽保育所は現在、京都市が直接運営している市営保育所ですが、2014（平成 26）年 10 月に京都市が策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』では、「市営保育所の運営にコストがかかる」といった理由で、保育所の運営を民間の法人等に移管（民間移管）し、民営化する方針が示されています。

保護者の皆さんのなかには、入所説明会等で聚楽保育所が民間移管の対象になっていると知って、不安に感じている方もおられるのではないのでしょうか。

この民間移管に対応するため、2014 年 10 月に保護者の有志が民間移管対策委員会を設立し、2015（平成 27）年度からはこれを保護者会の委員会のひとつに位置づけて活動してきました。

民間移管対策委員会の考え方

民間移管には、様々な意見や考え方があります。聚楽保育所では、2014 年夏に民間移管の方針が発表された当初、9 割以上の保護者の方々が反対の意思を示していました。

しかし、それからすでに 4 年近くが経つなか、民間移管の対象保育所であることを承知し、納得された上で入所された方々も多くおられます。

そのようななか、わたしたちは、民間移

管に対する意見や考え方の違いで保護者や子どもたち、それに保育士さんや職員さんがバラバラになったり、民間保育園の保育を否定したりすることがあってはならないと考えています。

そこで、民間移管対策委員会では、民間移管そのものの賛否はできるだけ論点にせず、移管にあたって、これまでの聚楽保育所の保育の内容や水準を確定し、それらを実質的に引き継ぐための具体的な方法を京都市と協議することを通して、移管に対する不安や問題点がクリアされるように働きかけてきました。

民間移管に対する意見や考え方がどのようなものであっても、子どもと保護者に負担や影響を生じさせないことが最低条件であり、全ての子どもと保護者に共通の願いであると考えています。

民間移管への不安・疑問

対策委員会ではこれまで、京都市が決められたスケジュールやコストカットを優先するあまり、保育の内容や水準を置き去りにしたり、子どもや保護者の立場や意見を軽んじたりすることがないように、要望や協議を重ねてきました。

また、聚楽保育所の移管先に応募しようと考えている民間の法人等に対しては、質

をとまなわない安易な移管をおこなうことがないように、また、移管先の法人等を選定・評価する京都市子ども・子育て会議の「市営保育所移管先選定部会」に対しても、「形ばかりの審議」に陥ることがないように、様々な働きかけをおこなってきました。

それでも、保護者が指摘してきた移管に関する不安や問題点の多くは、現在に至るまで未だクリアされていません。

また、それらに丁寧に対応することなく移管を強硬に進めようとする京都市や「市営保育所移管先選定部会」の姿勢に対する疑問や不信感も根強くあります。

そのため、保護者のなかからは、移管にあたって、これまでの聚楽保育所の保育の内容や水準を引き継ぐことは難しく、また、子どもや保護者への負担や影響が強く懸念されることから、このままでは聚楽保育所の民間移管に同意することはできないといった声も挙がっていました。

「応募法人なし」から再公募へ

こうしたなかで、2016 年度には聚楽保育所の移管先法人等の募集が行われましたが、様々な理由から、結果的に応募する法人はありませんでした。

これに対し、京都市は「再公募に向けた検討を行う」と表明したものの、その時期や進め方について一度も明確な説明がなされないまま、2 年近くが経とうとしています。

移管に関する動きが見えず、保育所がこの先どうなってしまうのか、よく分からないまま日々を過ごすのは、子どもも保護者も大変不安なものです。

京都市は、再公募の方針が明確ではないに関わらず、今も聚楽保育所は「民間への移管対象保育所」のままだと説明

しています。

そのため、今後、移管に向けた動きが突然具体化すること考えられます。

その時、移管に関する不安や問題点と向き合い、聚楽保育所の保育内容や水準を引き継ぐためにも、聚楽保育所の保護者会として、また民間移管対策委員会として、しっかりとした対応を迫られることになります。

移管先決定後を見据えて

また、この先、仮に聚楽保育所の移管が実施されたとしても、「移管先が決まれば、それで終わり」ではありません。

移管先決定後には、保護者と移管先法人と京都市の三者が協議する場（三者協議会）が定期的にもたれます。

移管後に保育内容が勝手に変更されたり、保育所の運営や保育の環境・条件、保護者の負担等が不当に改められたりすることがないように、この三者協議会において、保護者会や民間移管対策委員会が、子どもと保護者の視点に立って意見を述べ、保育・保育所のあり方に主体的に関わっていく必要があります。

※

以上のような経緯と課題を踏まえて、聚楽保育所保護者会の民間移管対策委員会は今年度も引き続き、民間移管に対する不安や疑問、問題点等を解消し、一人ひとりの子どもが大切にされる保育が保障されるように、活動を継続していきたいと考えています。

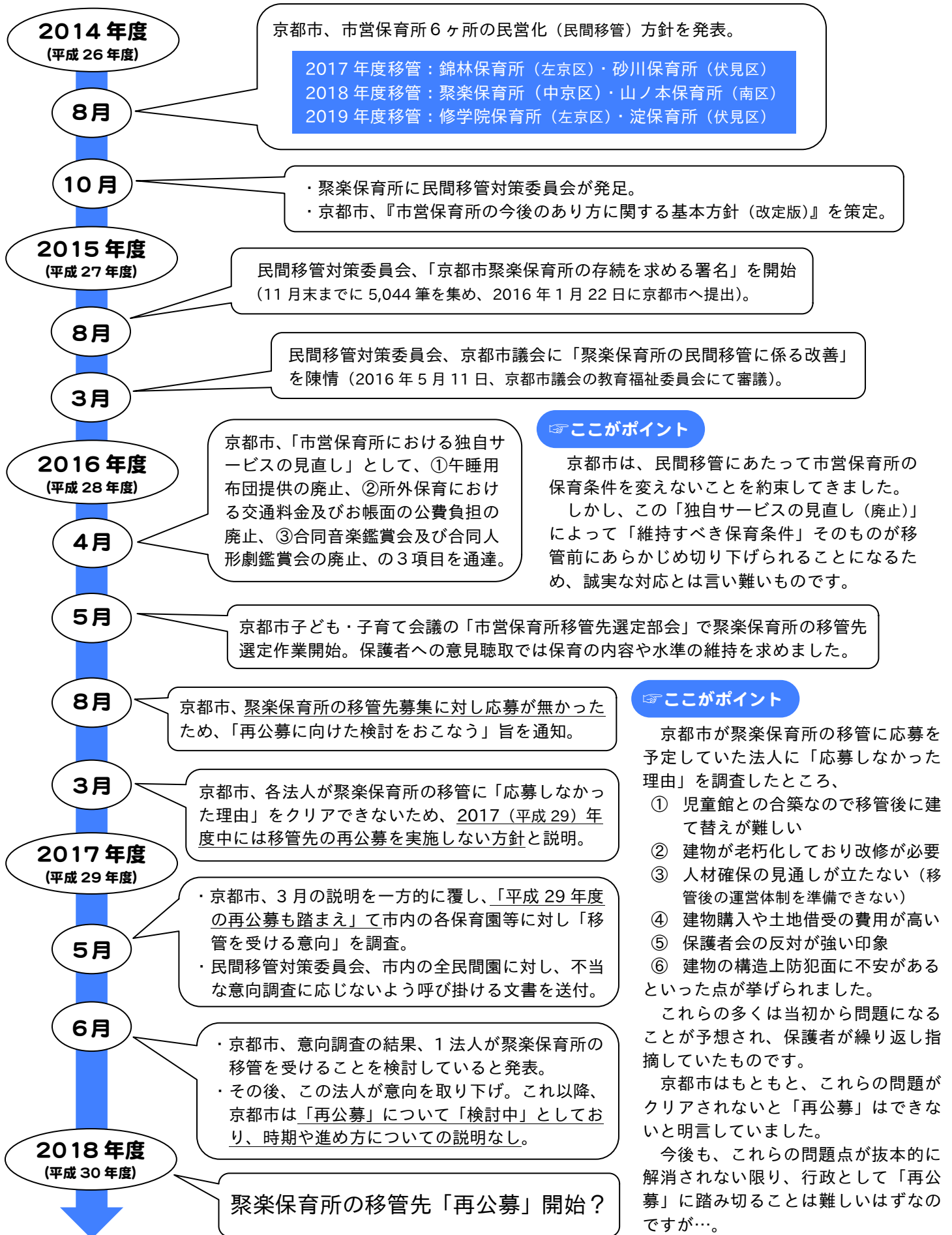
保護者の皆さんに様々なご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2018 年 5 月 25 日



聚楽保育所保護者会
民間移管対策委員会

じゅらく保育所の民間移管に関するこれまでの経緯



▼民間移管までの流れ（予定）▲

京都市子ども・子育て会議
市営保育所移管先選定部会での審議

- 市内の各法人へ「移管を受ける意向」の調査を実施
- 移管先法人等を募集する際の「募集要項」の審議
- 移管対象保育所の保護者との意見交換

「募集要項」には移管に際して法人等が守るべき条件や審査基準なども盛り込まれるため、意見交換の機会等を通じて、ここに保護者の意見や考え方を反映させるよう働きかけることができそうです。

「募集要項」の確定／移管先法人等の募集

「参考」として付される「保護者（会）のページ」に、保護者の意見や考え方を掲載することができます。

移管先法人等の選定（審査）

- 法人の運営実績と将来の事業計画についての書面審査
- 法人の運営実績についての現地調査

移管先法人等の審査は、運営実績よりも将来の事業計画の方が重視される点数配分になっているため、その法人が「これまでどのような保育をおこなってきたか」が評価されにくいという問題があります。

移管先法人等の決定／移管手続きの開始

- 引き継ぎ・共同保育の開始（移管前後2年間）
- 保護者・移管先法人・京都市による「三者協議会」の定期的な開催と、移管後の保育のあり方についての協議

民間への移管完了

これまでの「選定部会」では...

移管先法人等の「募集要項」の作成や審査・選定は、京都市子ども・子育て会議の「市営保育所移管先選定部会」で審議されます。

この「選定部会」は通常、弁護士と公認会計士のほか、保育の専門家（大学教授）、障害児の保護者、市民公募委員（保育園保護者）という5名の委員で構成されており、それぞれの立場・視点から多角的に移管先の選定等をおこなうとされています。

しかし、これまでの「選定部会」では、委員から、保育の内容や水準の維持を求める市営保育所の保護者の真摯な訴えを笑い物にし侮辱するような言動や、障害児の保護者を深く傷つける差別的な発言などがありました。また、委員が特定の法人の名前を挙げてその活動を賞賛した上、その問題性を指摘した保護者に暴言を浴びせるなど、信じられない運営がなされてきました。

また、委員が全体的に準備不足で、子ども・保護者の意見や立場への無視・無理解や、市営保育所の保育に関する基本的な知識の欠如、スケジュールや「スムーズな移管」を優先するかのような運営のあり方などが多くみられました。

この「選定部会」での形式的で粗雑な審議は、ひとつの保育所と、そこに通う子どもや保護者の未来を委ねるに値しないものです。

民間移管対策委員会では、これらに対しても強く抗議し、その改善を求めてきました。

2018年度民間移管対策委員会

◆ぶどう組

〇〇さん 〇〇さん

◆おれんじ組

〇〇さん（保護者会三役兼任）

◆れもん組

〇〇さん 〇〇さん

◆りんご組

〇〇さん 〇〇さん

◆いちご組

〇〇さん 〇〇さん

◆さくらんぼ組

〇〇さん（保護者会三役兼任）

民間移管に関するご質問・ご意見等、お気軽にお寄せください！

編集後記

▼昨年度まで『たけうま』の編集を担当していた保護者のお子さんがこの春卒所されたため、今年度より新たに編集を担当することになりました。▼レイアウトも含めて紙面を一新してみたのですが、情報を詰め込み過ぎて、文字ばかりに。早速反省。▼昨年度は結局、聚楽保育所の民間移管に進展なし。今年度も未だに何の連絡もなし。▼それなのにずっと「移管対象保育所」のままで、いくらなんでもそりゃないよね。▼誰が運営しようと、保育所が一人ひとりの子どもにとって「一番良い場所」であり続けてほしいというのは、贅沢な願いでしょうか？

早いもので、今年度ももう半分以上が過ぎ、冬に向かって日毎に寒さも増してきました。

11月1日からは2019（平成31）年度の保育利用申込の受付も始まりましたが、聚楽保育所については「民間への移管対象保育所」とされたままで、詳しい説明は一切ありません。

そうしたなか、保護者の皆さんからも、「民間移管、どうなってるの？」という疑問の声をいただくことも多くなってきました。

今号の『たけうま』では、今年度上半期を中心に、市営保育所民営化の動向について解説したいと思います。

2018年度の市営保育所民営化をめぐる動向

聚楽保育所の状況

聚楽保育所は現在、京都市が直接運営している公立保育所（市営保育所）です。しかし京都市は2014（平成26）年10月、「市営保育所は運営にコストがかかる」といった理由で聚楽保育所を含む6ヶ所の市営保育所の運営を民間の法人等に移管（民間移管）し、民営化する方針を示しました。

2016（平成28）年には聚楽保育所の移管先となる法人の募集が行われましたが、様々な理由から結果的に応募する法人はありませんでした。その後、京都市は同年8月に「再公募に向けた検討を行う」と通知したものの、その時期や進め方について一度も明確な説明がなされないまま、すでに2年以上が経ってしまいました。

京都市は今も聚楽保育所は「民間への移管対象保育所」であり、再公募を「検討中」としてはいますが、保育所がこれからどうなるのか、見通しが持てないまま日々を過ごすのは、子どもにも保護者にも大変不安なものです。

また、11月1日から2019（平成31）年度の保育利用申込の受付が始まっていますが、京都市が入所希望者に聚楽保育所は「民間への移管対象保育所」とであると伝えながら、その時期や進め方等の情報を提供しないのも、責任ある対応とは言い難いものです。

京都市は移管先の再公募は「保護者の皆様へ丁寧な説明に努めながら取り組んでまいりたい」と通知していますが、保護者側が再三にわ

たって丁寧な説明を行うよう求めてきたにも関わらず、京都市は説明の機会をもつこと自体を拒否し続けており、「丁寧な説明」とは程遠い状況です。

他の市営保育所の状況

聚楽保育所より後（2017年1月）に突然民間移管の方針が発表された下京区すうじんの崇仁保育所については、昨年11月から京都市子ども・子育て会議（今年度より京都市はぐくみ推進審議会に改組）の「市営保育所移管先選定部会」で移管に向けた審議が始まり、今年4月から6月にかけて移管先となる法人が募集されました。

ところがその後、7月になって「選定部会」において、応募した法人についての書面審査と実地審査が行われたきり、現在に至るまで「選定部会」は開催されておらず、崇仁保育所の移管先の選定は完全にストップした状態が続いています。

当初、京都市が示していたスケジュールでは、8月上旬には崇仁保育所の移管先が選定される予定になっていました。全く動向が見えないまま、すでに3ヶ月以上の遅れが出ていることから、同保育所の移管先の選定をめぐる何らかの問題が生じていることは明らかですが、京都市はこれを明確にしていません。

京都市は、現在西京区にある京都市立芸術大学を下京区の京都駅東側（崇仁保育所周辺のエリア）に移転させる工事を2020年度から開始す

る関係で、それまでに崇仁保育所を別の場所に移転させる必要があることから、民間移管と保育所の移転・再整備とを同時に実施するようです（民間移管と建物の移転・再整備が同時に行われることから、今まで以上に子どもへの負担や影響が心配されます）。

大学の移転と、そのための保育所の移転・再整備の時期が決まっているため、スケジュール上、京都市は崇仁保育所の民間移管に優先的に取り組まざるを得ません。そのため、聚楽保育所の再公募についての判断がさらに先延ばしになる恐れもあります。

民間移管後の問題も…

一方、すでに民間への移管が完了し、民間の保育園として再出発した元市営保育所や、移管先が決定し、現在移管に向けた引き継ぎが進んでいる市営保育所においても、様々な問題が生じているとの声も届いています。

特に、全国的に保育士不足が深刻化するなかで、移管先の法人が保育士を確保できず、市営保育所と同様の保育体制を維持できない恐れがあるという問題や、京都市や移管先の法人が保護者の意見にきちんと対応せず、保護者側が不信感を募らせるといった問題は深刻です。

民間移管に対する賛否や考え方に違いはあっても、子どもと保護者に移管にともなう負担や影響を生じさせないことは最低条件であり、全ての子どもと保護者の共通の願いではないでしょうか。そのため京都市も、民間移管にあたって市営保育所の保育内容や保育の水準を維持することを繰り返し説明してきたはずですが。

しかし現状では、移管先さえ決まってしまうと、京都市や移管先法人によって、保育の体制や内容がなし崩し的に後退させられてしまうという事態も十分に起こり得ます。

移管後に保育内容が勝手に変更されたり、保育所の運営や保育の環境・条件、保護者の負担等が不当に改められたりすることがないように、注意深くチェックし続ける必要があります。

保育の無償化の前に

すでにご存知の方も多いと思いますが、2019年10月より保育・幼児教育の無償化が

全面的に実施される予定です。この保育の無償化自体はもちろん歓迎する声が多いと思いますが、その一方で、無償化によって、これまでの保育のあり方が大きく変わることも懸念されています。

特に、現在は保育料に含まれている給食費（乳児の主食費・副食費と、幼児の副食費）を無償化の対象から切り離して、保護者が全額を実費負担することが検討されているほか、自治体や保育所にとっては、無償化によって保育料による収入が見込めなくなることから、今後は様々な形で保護者が保育料以外の実費負担を求められる可能性も指摘されています。

また、無償化に必要な財源を誰が、どのように負担するのかという課題は、市営保育所にとっては非常に重要です。

無償化後は民間保育園の運営費については国が2分の1を、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1ずつを負担するのに対し、公立保育所の運営費は市町村が全額負担するという形が予定されています。一方で、無償化が実施されれば、市町村にとっては保育料収入が見込めなくなるため、公立保育所が多いほど市町村の負担は増していくことになります。このため、今後は京都市も含めて、各地でますます公立保育所の民営化が進むことも予想されます。



以上のように、市営保育所をめぐる状況は今年度も様々な課題が山積しており、聚楽保育所の民間移管もその渦中にあるといえます。

聚楽保育所保護者会の民間移管対策委員会は今後も、民間移管に対する不安や疑問、問題点等を解消し、一人ひとりの子どもが大切にされる保育が保障されるよう、引き続き活動していきたいと思います。

2018年11月27日

聚楽保育所保護者会
民間移管対策委員会



2018 年度民間移管対策委員会の活動報告

聚楽保育所の民間移管をめぐる動きが停滞し、先行きが不透明なので、保護者の皆さんからは民間移管対策委員会の活動も見えにくいです。でも、実は結構いろいろやってるんです。

4月13日(金)

第 44 回民間移管対策委員会を開催（於：聚楽保育所）
▶今年度委員の顔合わせ、活動方針等を協議しました。

4月26日(木)

京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）代表者会議に出席（於：京都市こどもみらい館）
▶市営保育所の民営化（民間移管）をめぐる状況等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

5月11日(金)

第 45 回民間移管対策委員会を開催（於：聚楽保育所）
▶『たけうま』第 14 号の内容等について協議しました。

5月25日(金)

聚楽保育所保護者会総会（於：聚楽保育所）
▶今年度の活動方針を報告し、『たけうま』第 14 号を配布しました。

6月10日(日)

市保連総会に出席（於：特別養護老人ホーム都和のはな）
▶弁護士の藤井豊さんによるミニ講演「保育の質」を踏まえて、「良い保育」や維持すべき「保育の質」について議論しました。
▶市営保育所の民営化や、そこで起こっている問題等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

8月1日(水)

第 46 回民間移管対策委員会を開催（於：聚楽保育所）
▶他の市営保育所の民営化の現状や、「市営保育所移管先選定部会」（京都市はぐくみ推進審議会）で起こっている問題等を報告し、聚楽保育所の民間移管対策委員会としての方針等を協議しました。

8月4、5日(土、日)

第 50 回全国保育団体合同研究集会に参加（於：インテックス大阪/立命館大学大阪いばらきキャンパス）
▶8月4日の全体会と、8月5日の保育制度シンポジウム「保育をめぐる状況と制度改善の課題」、分科会 35「公立保育施設の民営化・こども園化について考える」に参加しました。
▶京都市内の市営保育所民営化をめぐる状況等について報告し、公立保育所の民営化問題や、保育無償化によって生じる問題等について、他府県の保育所保護者や研究者等と情報交換・意見交流をおこないました。

8月8日(水)

崇仁保育所保護者との情報交換・意見交流（於：京都駅周辺の喫茶店）
▶聚楽保育所とともに民間移管対象保育所となっている崇仁保育所の保護者と、「市営保育所移管先選定部会」の状況等について情報交換し、対応等を協議しました。

8月10日(金)

市保連保護者会活動交流会（旧称・代表者会議）に出席（於：京都市こどもみらい館）
▶市営保育所の民間移管をめぐる状況等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

8月23日(木)

保育料以外の負担を考える会編『隠れ保育料を考える一子育ての社会化と保育の無償化のために一』（かもがわ出版）刊行
▶2016 年度より聚楽保育所民間移管対策委員会の委員も参加してきた市保連の分科会「保育料以外の負担を考える会」の成果をまとめた本が出版されました。
▶聚楽保育所からも 2 名の保護者が、「公立保育所民営化問題と『隠れ保育料』と「認可外保育所で経験した『隠れ保育料』」の二篇を執筆しています。

8月30日(木)

京都市営保育所保護者会連絡会運営委員会に出席（於：下京いきいき市民活動センター）
▶市営保育所の民営化をめぐる状況について、他の市営保育所の保護者会と情報を交換し、対応等を協議しました。

9月19日(水)

市保連の分科会「保育料以外の負担を考える会」に出席（於：佛教大学二条キャンパス）
▶「隠れ保育料」の負担増加や市営保育所の更なる民営化の推進等、保育無償化によって予測される影響について協議しました。

10月16日(火)

市保連の分科会「保育料以外の負担を考える会」に出席（於：京都社会福祉会館）
▶保育無償化による給食費の実費負担化等の問題について協議しました。

10月21日(日)

保育イベント「どんといけ！まつり」に出店（於：梅小路公園）
▶他の市営保育所の保護者と共同で「どんといけ！まつり」に出店（じゃがバター、たこせんべい、手作り小物等を販売）し、市営保育所の民営化の現状や保護者の活動の周知を図りました。

10月30日(火)

第 47 回民間移管対策委員会を開催（於：聚楽保育所）
▶市営保育所の民営化の現状や、聚楽保育所秋まつりへの出店等について協議しました。

11月15日(木)

市保連保護者会活動交流会に出席（於：京都市こどもみらい館）
▶市営保育所の民間移管をめぐる状況等について報告し、民間園の保護者会と情報交換や意見交流をおこないました。

11月18日(日)

聚楽保育所秋まつりに出店（於：聚楽保育所）
▶民間移管対策委員会として、恒例のフランクフルトのほか、飲み物や手作り小物などを販売しました。売り上げは、対策委員会の活動費に充てさせていただきます。ありがとうございました！

※ このほか、京都市に対する市営保育所の民営化に係る公文書の公開請求や、民間移管対策委員会の LINE グループ上での委員相互の情報交換・意見交流等を随時おこなっています。

本のご紹介

保育料以外の負担を考える会編

隠れ保育料を考える

—子育ての社会化と保育の無償化のために—



かがわ出版 刊
定価 1,000 円+税

本書は、聚楽保育所保護者会も加盟する京都市保育園保護者会連合協議会（市保連）の保護者の有志が、こうした「隠れ保育料」についての調査を実施し、その実態や問題点を具体的に整理したものです。

2019 年 10 月には保育・幼児教育の無償化が全面的に実施される予定ですが、この「隠れ保育料」は無償化の対象にはなっていません。本書では、「良い保育を受けなければお金をかけるべき」という考えが定着する一方で、保育の様々な場面で、お金を払える／払えない、お金をかける／かけられないことによる格差が広がりつつある現状がレポートされています。

なお、「保育料以外の負担を考える会」には、聚楽保育所・民間移管対策委員会の委員も参加しており、本書にも 2 名の保護者が「公立保育所民営化問題と『隠れ保育料』」と「認可外保育所で経験した『隠れ保育料』」という文章を寄稿しています。そちらも、みなさんのご感想をお聞かせください。

保育の無償化を前に、この社会のなかで、保育や子育てを誰が、どのように担うのかを立ち止まって考えてみるためにも、ぜひご一読いただきたいと思います。

◆関連シンポジウムのお知らせ◆

保育格差を作らせない

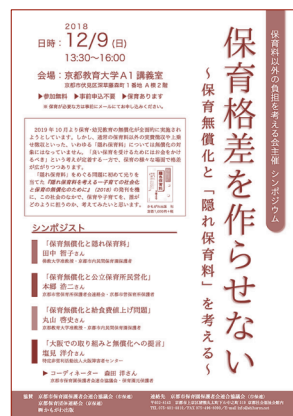
～保育無償化と「隠れ保育料」を考える～

日時：2018 年 12 月 9 日（日）
13:30～16:00

場所：京都教育大学 A1 講義室

「保育無償化と隠れ保育料」
「保育無償化と公立保育所民営化」
「保育無償化と給食費値上げ問題」 ほか

※ 聚楽保育所の保護者も登壇します！
※ 詳細は <http://www.shihoren.net/?p=1440>
をご参照ください。



編集後記

▶半年ぶりの発行となってしまった『たけうま』第 15 号をお届けします。▶今号は 2018 年度上半期の総括。皆さんのご感想を、お聞かせください。▶正直に言うと、聚楽保育所の民間移管については動きがなさ過ぎて、『たけうま』も“ネタ”がありません。「もっと、こんなことを取り上げて欲しい！」「こんなことを知りたい！」という声もお待ちしています。▶かといって、「ネタ」と“ツッコミどころ”一杯の民間移管なんてのも願ひ下げなので、これで良い…のかな？▶そんななかでも、わが子は毎日ニコニコと楽しそうに保育所に通っています。聚楽保育所がいつまでも、一人ひとりの子どもにとって「一番良い場所」であってほしいと願っています。

3/14、京都市から聚楽保育所の保護者に向けて「民間保育園等に対し、聚楽保育所の民間移管に係る意向調査」を実施すると通知され、本年度、聚楽保育所の民間移管が3年ぶりに再開されることになりました。子どものためのより良い保育を実現するためには、民間移管への賛否に関わらず、保護者の皆さんの協力が欠かせません。皆さんに民間移管のことを改めて知っていただければ幸いです。

本号では、民間移管で想定される問題点と、今までに移管した保育所の現状を簡単にまとめました。

問題点：どんな法人が移管先に決まるかわからない！

子どもの健やかな成長にとって、保育所での生活は、親が関わる時間と同じくらい重要なものです。これは、保護者と保育所がタッグを組んで、子どもの成長に関わっているとも言えます。

このような中で、タッグを組むパートナーが交代、しかも次のパートナーのことがよく分からないというのは、子どもや保護者にとって非常に不安なものです。さらに、そのパートナー選びに直接加わることもできません。今回、京都市は保育所と児童館を併せて運営する法人を募集するとしているので、最大で9年以上も付き合うパートナーであるにも関わらず、です。

この状況で私たちができることは、新しいパートナーを選ぶ京都市と、パートナー候補となる各法人に対して、その不安を少しでも解消するように要望や条件を訴え続けることしかありません。皆さんにご協力をお願いしたいのは、民間移管に対する不安や疑問の声を教えていただくことです。説得力のある要望は、実際の子どもと保護者の声しかありません。具体的なことから今のお気持ちまで、どのようなことでも教えていただければ幸いです。

うちのクラスってどうなるの??

保育所の運営が民間に移管されるかもしれない、2021（令和3）年度の各クラスの状況を考えてみました。

現ぶどう

小学2年生。じゅらく児童館の学童保育に通っていれば、1年で先生が入れ替わる。学童を利用せず、兄弟もいない子は、影響は小さい。

現おれんじ

小学1年生。卒所と同時に現在の聚楽保育所がなくなる。引き継ぎ期間中に最後の1年を過ごすため、今の保育士との交流が制限される可能性も。

現れもん

移管後最初の卒園児。最後の1年に先生が全員入れ替わり、その子のことを全く知らない保育士の下で過ごすことになるため、不安が大きい。

現りんご

年中クラス。保護者は移管後の保護者会運営の中心となり、法人・市との三者協議会において保育条件等を交渉する主体を担うことになる。

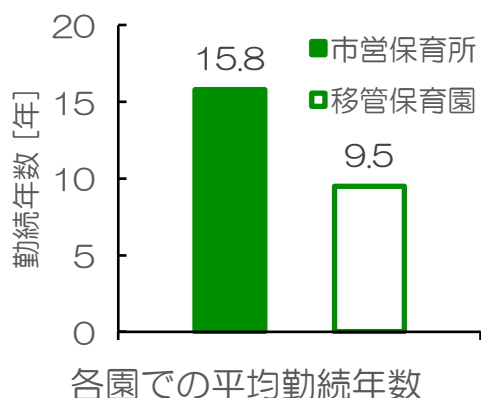
現いちご

移管後に幼児クラスとなる。移管後に入所する子どもの保護者との間に温度差が生じ、クラス運営が大変になる可能性もある。

現さくらんぼ

移管時も乳児クラス。移管後の乳児保育を最初に受ける。子どもの発達に特に重要な時期であり、新たな保育内容に注意する必要がある。

2018 年度までに民間移管された市営保育所は複数あります。それらの園の状況から、移管後にどのようなことが起こったのか、ご紹介します。



これまでに移管された 6 園と市営保育所の間で、一番大きく変化したのは保育士さんの平均勤続年数です。いずれの園でも、移管によってベテランの保育士が減っていました。

子どもの細かい変化に気づいて健やかな成長をうながすには、保育士の専門性に加えて、その経験の量がものを言うことは間違いありません。昨今の保育士不足の影響や賃金抑制の問題などから、市営保育所のようにベテランと若手のバランスの取れた保育士による保育は望み薄かもしれません。

次に、直近で民間移管が決定した崇仁保育所（下京区）と修学院保育所（左京区）の状況をご紹介します。

崇仁保育所

- ・ 移管先の法人は保育所運営経験が 2 年しかない。（まめのき保育園 2017 年度新設）
- ・ 保育士がほとんど若手。ベテラン保育士を確保できない。（まめのき保育園 平均勤続年数 5 年）
参考）<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000054/54121/3049.pdf>（まめのき保育園）
- ・ 移管対象保護者の約 9 割がこの法人への移管を承諾せず、撤退を求めている。

修学院保育所

- ・ 移管先法人の理事長の意向が保育に色濃く反映される。理事長が作詞・作曲した歌の合唱も。
参考）<http://www.iwayanomoriori.org/blog2/?cat=23>（社会福祉法人岩屋福祉会）
- ・ 必要な保育士の確保に苦戦。今後も余裕のある保育を期待できない可能性が高い。

全国的に保育士不足が叫ばれている現在、十分な人件費をかけてより良い保育をめざす法人ほど自園の運営に手一杯になり、新たな園の運営に手を挙げるのは難しいという指摘もあります。そうしたなかで、聚楽保育所の移管に手を挙げる法人が、今の聚楽保育所と同じ、またはそれ以上の保育を行うことができるのか、大きな不安が残ります。

大切な子どもたちが、朝、保育所へ行って、ちょっと成長して元気に帰ってくる。そんな当たり前の、今の聚楽保育所の保育を皆さんと一緒に守っていきたいと思います。

緊急のお知らせ

4 月初頭、保護者会から市内の保育園等に対し聚楽保育所の移管に申請する意向を調査したところ、1 法人より回答をいただきましたのでお知らせいたします。同法人には大変誠意あるご対応をいただいたことを感謝申し上げます。京都市と同法人の関係が悪化することを防ぐため、保育園名などは伏せさせていただきますが、少なくとも 1 法人が手を挙げることを検討されている以上、今年度は民間移管に向けた動きが本格化するのには確実です。

民間移管についてのご意見・ご質問は、各クラスの民間移管対策委員か、れもん組の [] の父まで、お気軽にお願いいたします。

[] 父 Line ID: [] E-mail: []@gmail.com

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



聚楽保育所の民間移管で、保育士さんはどうなるの??

Q.聚楽保育所が民間移管された後も、今の保育士さんによる保育を受けられるの?

A.移管後、保育士さんは全員*入れ替わります。 *一定期間、引き継ぎのために残る数名を除く。

保育経験の少ない保育士さんばかりになる可能性も

1日の大半を保護者から離れて保育所で過ごす子どもたちが、健やかに成長するためには、保育士さんによる丁寧で応答的（子どもの色々な気持ちをきちんと受け止めること）な関わりが欠かせません。

そうした関わり方をする上で重要になるのが、子どもの発達や福祉についての専門的な知識と、現場での保育経験の量です。

もちろん、ベテランばかりなら良いというわけではなく、例えば最新の保育の知識を学んだ若手や、責任が増していく中堅と、豊富な経験を積んだベテランとがバランス良く配置され、お互いに理解し合い、影響を与えあうような関係が良いと言われています。

ところが、前号でも書いたように、これまでに民間に移管された保育所や、その移管先となった法人が元々運営している保育園は、保育士さんの平均経験年数が短いという傾向がみられます。

背景には、労働条件等の問題で保育士さんが頻繁に入れ替わる一方、昨今の保育士不足のなかで経験年数の少ない保育士さんを次々と確保しなくてはならないという事情があるようです。

☞ 例えば、市営保育所の保育士さんの平均経験年数は15.8年（2018年度）、民間園も含む京都市内全体の平均勤続（≒経験）年数は10.2年（2016年度）ですが、崇仁保育所（下京区）の移管先に決まった法人は保育園を2年しか運営しておらず、保育士さんの平均経験年数はわずか5年です（2018年度、しかもこれは園長や主任保育士も含めた平均と思われます）。



信頼していた保育士さんがいなくなってしまう...

子どもが保育所で健やかに育つ上でもうひとつポイントになるのは、保育士さんが同じ子どもに長く継続的に関わり、子どもと親密な愛着関係（信頼関係や絆）を形作ることです。

しかし、保育所が民間移管されれば、現在の聚楽保育所の保育士さんは基本的に全員いなくなり、移管先となった法人の保育士さんが保育を行うようになります。

子どもたちにとっては、これまで慣れ親しんできた保育士さんとの関係がいきなり断ち切られることになります。

子どもたちへの影響

もし聚楽保育所の移管先となる法人の保育士さんの保育経験が少なかったり、十分な数の保育士さんが配置されていなかったりすると、新たな信頼関係を築くまでに時間がかかり、子どもたちの混乱はさらに大きくなることが心配されます。

また、不十分な条件の下で「効率良く」現場を運営するためには、子どもの自由な活動や発想を伸ばすよりも、「言うことを聞かせる」保育になってしまいがちです。

これまでの民間移管のなかでも、今までの市営保育所での保育との違いから子どもが不安定になり、「あまり笑わなくなった」「画用紙を黒く塗りつぶした絵を描くようになった」といった報告がなされています。

大好きな保育士さんが突然いなくなってしまう民間移管は、子どもたちへの影響や負担がとても大きいことが分かります。



移管された園の子どもが描いた絵
*『京都民報』2016年3月13日より

民間移管対策委員会ではこれまで、何人かの保護者の方から移管への思いなどのお話を伺ってきました。今回、そのお一人に移管への不安なお気持ちを手記にまとめていただきました。同じような思いを抱いておられる方々も多いのではないのでしょうか。ぜひお読みください。

聚楽保育所の民間移管についての思い

私は上の子と同じ保育所に入りたいと考えて聚楽保育所を選びました。もうすぐ民間移管されるということは聞いていましたが、いつ移管されるとか、どう変わるといった説明は受けていないし、その時はどんな影響があるのかもよく分かっていませんでした。

ここ2年ぐらい移管の話が聞こえてこなかったのですが、もうないのかな？ぐらいに考えていたのですが、3月に突然、また移管を進めるという話が出てきて、なんで今になって？という気持ちです。

しかも、2階の児童館がセットで移管されることになったと聞きました。小学生になって児童館に通い始めた子や、保育所や幼稚園に入る前に児童館を利用していたお子さんも知っています。影響はとて大きいと思いますが、何の説明も無いまま決められていくことにびっくりしています。



移管で一番不安なのは、子どもたちや保護者が慣れ親しんできた先生方がいなくなってしまわれるということです。

聚楽保育所の先生方は全体にとて丁寧に子どもたちに関わってくれていると感じています。園庭で遊んでいる時、担任ではない先生も子どもの名前をちゃんと覚えていて、よく声をかけてくれます。

市営保育所なので今までも先生が異動されることはありましたが、全員新しい先生に入れ替わってしまうようなことはなかったし、保育所全体で子どもをみてくれているという安心感もありました。

民間移管で、先生方が全員入れ替わってしまうというのは、とても不安です。勿論引き継ぎはされると思いますが、今まで間近で一人ひとりの成長を見守ってこられたわけではない先生方に子どもを委ねるのは、正直言って抵抗があります。

民間の保育園が全部悪いと思っているわけではないのですが、子どもたちを正座させて叱りつける園や、先生が乱暴な言葉で子どもを従わせるような園の話を聞くことがあり、不安な点ばかりが気になってしまいます。そのような保育をおこなう園に移管されてしまったら…と思うと、保護者としてはやはり心配になります。



新年度になって、卒所した子どもたちが慣れ親しんだ保育士さんたちにランドセルを見せに来ていました。小学生になった上の子は、登校途中に出勤される保育士さんとすれ違って朝の挨拶をするのを楽しみにしています。

移管で知らない保育士さんばかりになって、保育所の名前まで変わってしまったら、卒所していった子どもたちが育った場所も無くなってしまうような思いです。

ここに書いたような思いを持つ方が多いのかどうか分かりませんが、同じように不安を感じる保護者の方もいらっしゃると思います。書かせていただきました。

2019年4月

聚楽保育所 保護者

※ ご本人の希望により、お名前は伏せさせていただきました。

民間移管についてのご意見・ご質問や、『たけうま』のご感想など、各クラスの民間移管対策委員か、れもん組の [] の父まで、お気軽にお寄せください。

[] 父 Line ID: [] E-mail: [] @gmail.com

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



見せられないよ！

移管先募集要項の審議が始まります。 保護者の声を選定部会へ！

先日、本年度第1回目の京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会「市営保育所移管先選定部会（以下、選定部会）」が**6月28日（金）に開催される**予定であることが通知されました（場所・時間は未定）。

京都市はこれまで、2014（平成26）年に策定した『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針〔改定版〕』を聚楽保育所の民間移管の根拠にしてきました。しかし、今回京都市が示しているのは、じゅらく児童館もセットで運営する法人を募集するなど、『基本方針』の内容とは大きく異なるプランです。

当然、民間移管の根拠について改めて説明が求められる上、選定部会についても、委員の構成や審査基準が従来とは異なるものになるはずです。

しかし、これらについて事前に子どもや保護者への説明が一切なされないまま、一方的に選定部会の開催が通知されたことは非常に残念です（第1回選定部会後の7月8日に、「募集要項案」についての説明会は開催される予定です）。

この選定部会では移管先の審査・選定に先立って、移管先法人を募集するための要項が審議されます。この「募集要項」には、**移管に際して法人等が守るべき条件や審査基準などが盛り込まれるため、ここに保護者の意見や考え方を反映させる**よう働きかけることが大切です。

選定部会は誰でも傍聴することができます（事前に申し込みば一時保育も利用できます）。選定部会が「形ばかりの審査」や「安易な選定」をおこなうことがないよう、当事者である保護者がしっかりと見守っていきたいと思います。



たくさんの保護者が傍聴して、関心の高さをアピールしましょう。皆さん、ぜひ傍聴にお集まりください！

崇仁保育所の移管先法人 保護者への誓約を拒絶？！

聚楽保育所よりひと足早く、昨年末に移管先が決まった下京区の崇仁保育所。既報の通り、移管先の法人は保育所運営経験が2年未満（選定時）、保育士さんの平均経験年数が5年と、市営保育所の保育を引き継ぐ上で非常に不安が大きいことから、移管対象世帯の約9割がこの法人への移管を承認せず、撤退を求めています。

今年度になって、崇仁保育所の保護者会（育成会）が「保育の質の維持」や「保育に関する重要な変更が生じる場合は育成会の了解を得る」といった内容の誓約書の提出を法人に求めたところ、法人側はこれを拒絶し、京都市も同席する説明会の場において、上記の内容を含まない誓約書案を示してきたとのことです。

この内容への誓約を拒絶するということは、法人として「保育の質」を維持したり、保護者会の了解を得たりすることは出来ない、あるいは必要は無いと考えており、京都市もその考えを追認しているということかもしれません…。

緊急企画

**市営保育所の民営化で、
じゅらく保育所はどうなるの？！**
～みんなで知りたい、考えたい、民間移管～

日時：6/14（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（弁護士、保育を考える弁護士
全国ネットワーク共同代表）

ロタウイルスの流行で延期になっていた企画です。

民間移管のこと、一緒に考えてみませんか？お気軽にご参加ください！

皆さんからのご質問やご意見、移管への不安の声なども募集中です！

以前にもお伝えした通り（『たけうま』Vol.16、2019.4.15）、保護者は移管先の選定に加わることはできず、どんな法人が移管先に選ばれるのか最後まで分かりません。また、選ばれた法人が移管後にどんな保育を行うのか、そこでどんな問題が生じる可能性があるのか、「フタを開けてみないと分からない」のが実情です。

民間移管対策委員会ではこうしたリスクをあらかじめ軽減するため、市内の法人に向けて保護者の立場や考えを表明するなど、様々な活動をおこなってきました。しかし、その狙いや意図をお伝えする機会が無かったため、「何をしているのか分からない」といった声をいただくこともあります。

そこで、今号の『たけうま』では、民間移管の問題点や、民間移管対策委員会の最近の活動について、皆さんからよく寄せられるご質問を通して説明していきたいと思います。

【Q.1】 そもそも公立（市営）保育所と民間保育園は何が違うのですか？

A. 保育や保育所について規定している「児童福祉法」という法律では、保育を必要とする人には市町村が保育を提供しなければならないと定められています（第24条）。そのため、自治体が公立の保育所を運営するのが本来の形ですが、それだけでは保育のニーズをカバーしきれないため、民間の社会福祉法人等に委託費（保育所運営費）を出して保育所を運営してもらう場合があります。それが民間保育園（認可保育所）です。

・京都市はもともと民間園の割合が高かったのですが（おおむね民9：公1）、いま、民間移管（民営化）が進んだことで、公立（市営）保育所はさらに減少しています。

【Q.2】 市営保育所の民営化（民間移管）は何のためにおこなうのですか？

京都市は民営化（民間移管）はコストカットのためだと説明しています。市が直接保育所を運営するよりも、民間に移管（民営化）して委託費（保育所運営費）を出す方が市にとっては「安上がり」になります。子どもたちのためを考えたものではないというのは残念ですね。

A. 委託費の方が「安上がり」になる主たる理由として、人件費の安さが挙げられます。民間園の方が保育士さんの処遇が不十分だったり、在職期間が短かったりするため、人件費が抑えられる傾向があります。コストカットのために民間移管を進めるということは、保育士さんの人件費を抑えた「安上がり」な保育を推奨することにもなります。

【Q.3】 移管先が見つからない場合、保育所が閉鎖されてしまうことはありますか？

A. ありません。京都市はコストカットの一方で、聚楽保育所のニーズを認めるからこそ、閉鎖ではなく民間移管を進めています。これは弁護士さんや保育制度・保育政策の専門家等にも確認しています。移管先が見つからず、民間移管を断念した北区の船岡乳児保育所は、今も市営保育所として存続しています（現・京都市楽只保育所船岡分園）。

【Q.4】 聚楽保育所の移管先にふさわしい法人は応募してくれそうですか？

一概にどの法人がふさわしいというのは難しいですが、これまでに市営保育所の移管先となったある法人では、移管は子どもや保育士さんへの負担が大きいため、今後は受けるつもりはないという話をしているそうです。

A. 昨今の保育士不足のなかでは、保育の質や保育士さんの処遇を守ることを大事にする法人ほど、今運営している自前の保育園や保育士さんを大切にすることを考えるため、新しい園の運営にまで手を上げるのは難しいと判断するようです。そのため、残念ながら、丁寧な保育を実践する法人ほど応募しにくい状況になりつつあります。

【Q.5】 どのような法人が応募してくる可能性がありそうですか？

一般的にいった、法人が運営する園を増やせば、保育する子どもの数が増えるので、それだけ委託費（保育所運営費）も増えることになります。

この委託費は必ずしも保育（人件費・管理費・事業費）のためだけに使わなくても良いので（例えば、費用を積み立てたり、同じ法人内で他の施設の運営費に回したり、経営者が多額の報酬を得たりすることも可能です）、経営的な面だけを考えれば、民間移管を受けることは、法人が手っ取り早く収入を増やす良い機会になります。

しかし、丁寧な保育を実現するためには、保育士さんの働き方にも余裕が必要ですし、そのためには人件費もかかります（本来は、保育所運営費のうち7～8割を人件費に充てる必要があると言われています）。法人が収入を増やすことと、丁寧な保育を実現することを両立させるのは非常に難しいことがわかります。

【Q.4】で説明したように、良い保育をめざす法人ほど応募しにくい状況では、経営的な利益を優先する法人の方が率先して手を挙げることになります。その場合、保育の質が維持されず、しわ寄せが子どもたちに及ぶことが心配されます。

【Q.6】 市内の民間園や法人に向けて保護者からお手紙を送る狙いは何ですか？

移管先の選定が開始されると、保護者はその過程や結果には関与できないため、どのような法人が選ばれ、どのような保育をおこなうのか、最後までわかりません。

そこで今年4月、市内で保育園・認定こども園を運営する全法人に対し、あらかじめ保護者目線で移管に対する不安や要望を伝えて、保育の内容や質を保証するよう確約を求めるとともに、移管先への応募を慎重に検討するよう呼び掛けるお手紙を送ることにしました。

これに対し、1法人から「応募を前向きに検討したい」との回答をいただきましたが、その後、京都市に対しては計4法人が応募を予定・検討している旨を伝えていることが明らかになりました。つまり、少なくとも3法人は、京都市にのみ移管の意向を伝え、保護者の不安や要望には応えないという判断をされたことになります。

仮にそうした法人が移管先に選定された場合、私たちのパートナーとして、信頼関係を作りながら、子どもたちのためにより良い保育を実現できるとは考えにくいことから、5月には、これらの法人への抗議を表明するとともに、改めて私たちの不安や要望、条件を伝えるお手紙をお送りしました。

【Q.7】 手紙によって法人や市と法的なトラブルに発展することはありませんか？

ありません。お手紙は事前に弁護士さんにもチェックしていただいており、一切問題が無いことを確認したうえで送付しています。

【Q.8】 必ずしも移管に反対ではないという意見もありますか？

もちろん、子どもや保護者と向き合い、より良い保育を実現できる法人であれば、協力して新しい保育所をめざすことができます。しかし、移管によって今の保育が保障されない可能性があり、そのしわ寄せが子どもたちに及ぶとすれば、それを受け入れることはできないと思います。

民間移管への賛否に関わらず、子どもと保護者に負担や影響が生じないようにしたいということとは共通理解ではないでしょうか。

公立保育所の役割のひとつに、病気や障害のある子、虐待を受けた子、外国にルーツをもつ子など、様々な事情や背景をもつ子どもの受け入れがあります。近年では民間保育園での受け入れも増えているとはいえ、例えば2016年度の障害のある子の受け入れ率は民間園4.7%、公立園18.0%で、依然として開きがあるのが実情です（『京都新聞』2017.5.13）。

「誰も取り残さない保育」をめざしてきた公立保育所の役割や期待、民営化への思いなどを、重度障害児の保護者の方に伺いました。

市営保育所の障害児保育への思い

見学も断られて…

2017年に聚楽保育所を卒所した私の長女は、福山型先天性筋ジストロフィーという難病です。進行性の病気なので、長女にとっては幼少期が青春そのものです。そのため、できるだけたくさん同世代のお友達と関わり合うことができるようにと、幼稚園や保育園への入園を考えました。

ところが、重度の障害で歩くことができないため、園に見学の申し込みなどの問い合わせをしても、全て電話で断られるという苦い経験をしました。バリアフリーではない、障害児保育の経験が無いなどがその理由です。

結局、見学や体験入所までたどり着けたのは市営保育所だけでした。

市営保育所での障害児保育

障害児の受け入れは、市営保育所の大切な役割の一つと感じています。これまで、聚楽保育所には様々な病気や障害のある子どもたちがいました。ベテランの先生方も多く、聚楽っ子の保護者は安心して預けられ、助けてもらい、相談してきました。移管となれば、その慣れ親しんだ頼もしい先生方ともサヨナラです。

長女が通っていた療育施設の運営が民間に委託された時は、先生が一年目の新人さんや新規採用された方ばかりになってしまい、それ以前との落差にとても困惑しました。聚楽保育所の民営化でも、新しい園の運営方針と合わなかったら…障害児保育の経験の無い保育士さんばかりだったら…というのは余計な心配でしょうか？

また、聚楽保育所では先生方の適切な関わり方に支えられて、他の子どもたちも、障害のある子とごく当たり前に関わりをもち、助け合いながら「いろいろな子がいる」ことを自然に学び取ってくれていました。

そんななかで、長女もびっくりするぐらい成長することが出来ました。これは療育施設に通うだけでは得られなかった経験だと思います。

民営化で障害児の受け入れが減ってしまうと、子どもたちが小学校に入る前に「いろいろな子がい

る」ことを日常的に実感する機会も失われてしまうのではないのでしょうか。

選定委員の心ない言葉に傷つく

2016年に聚楽保育所の移管先が募集された時、移管先を選定する京都市の委員会で障害児の保護者として意見を述べる機会がありました。その時、ある委員の方が「私の子どもも障害があるけど、保育士さんの熱意で歩けるようになった」とか「民間保育園でも保育士さんの熱意があれば入園できる」といった発言をされて、他の委員の方々もそれを否定しないまま議論が進んでしまい、とても悔しい思いをしました。

もちろん現場の保育士さんの熱意は否定しません。でも進行性の病気が「熱意」で歩けるようになることはありません。保育園の見学にすら行けない障害児やその保護者の実情を踏まえて、障害児保育のノウハウやそれが可能な体制をきちんと引き継いでほしいという意見を述べたのに、保育士さんの「熱意」の有無にすり替えられたことは今でも納得できません。

正直言って「こんな人たちに大切な市営保育所の移管先を決めてほしくない！」と強く思いました。

移管への思い

民間の保育園でも、少数ですが障害児保育について先進的・専門的な取り組みをされている園もあります。でも、民営化でどんな園が聚楽保育所の移管先になるか分からないし、移管先を決める委員会では実情を無視した雑な議論しかされません。だから、私の本音は「こんなことなら民営化しないで！」です。

移管が避けられないなら、コストカット重視ではなく、公立保育所が担ってきた役割をしっかりと引き継いでもらいたいです。安心や安全を守りながら「聚楽保育所らしさ」を保育所と保護者が一緒に考えていけるような、そんな移管は本当に望めるのでしょうか…

2019年度さくらんぼ組保護者



緊急企画

市営保育所の民営化で、 じゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

2021年度からじゅらく保育所が民営化（民間移管）されるにあたって、本年度は移管先となる法人等の選定が行われる予定です。

民間移管されることは知っているけど、きちんと説明は受けていないし、保育所がこれからどうなるのか不安という方も多いのではないのでしょうか。

そもそも民営化（民間移管）って何をするの？ 民間移管で、保育所はどう変わるの？ 子どもたちにどんな影響があるの？ わたしたちは民間移管にどう備えたら良いの？

お仕事に育児に、毎日大変ですが、ちょっと立ち止まって、民間移管のことを一緒に考えてみませんか。

日時：5/17（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（ 弁護士、保育を考える全国弁護士ネットワーク共同代表。
京都市内の民間保育園の保護者で、三児のお父さんです。 ）

じゅらく保育所の民間移管について、保護者が知っておきたいことなどを、保育や民間移管問題に詳しい弁護士の藤井 豊さんよりお話いただきます。

藤井さんを囲んで、皆さんの疑問やご意見についても話し合いたいと思います。

難しくない、気楽な勉強会です。お子さんも一緒に、お気軽にご参加ください！

主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会

お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp



緊急企画

市営保育所の民営化で、 じゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

いたーんず!

2021年度からじゅらく保育所が民営化（民間移管）されるにあたって、本年度は移管先となる法人等の選定が行われる予定です。

民間移管されることは知っているけど、きちんと説明は受けていないし、保育所がこれからどうなるのか不安という方も多いのではないのでしょうか。

そもそも民営化（民間移管）って何をするの？ 民間移管で保育所はどう変わるの？ 子どもたちにどんな影響があるの？ わたしたちは民間移管にどう備えたら良いの？

お仕事に育児に、毎日大変ですが、ちょっと立ち止まって、民間移管のことを一緒に考えてみませんか。

日時：6/14（金）夜7時～

場所：じゅらく保育所（ホール）

お話：藤井 豊さん

（ 弁護士、保育を考える全国弁護士ネットワーク共同代表。
京都市内の民間保育園の保護者で、三児のお父さんです。 ）

じゅらく保育所の民間移管について、保護者が知っておきたいことなどを、保育や民間移管問題に詳しい弁護士の藤井 豊さんよりお話いただきます。藤井さんを囲んで、皆さんの疑問やご意見についても話し合いたいと思います。

難しい、気楽な勉強会です。お気軽にご参加ください！

※ ロタウイルスの流行で延期になっていた企画です。

※ お子さんとご一緒にお越しいただいても大丈夫です！



主催：聚楽保育所保護者会・民間移管対策委員会
お問い合わせ：juraku_ikantaisaku@outlook.jp

裏面もお読みください！



ご質問・ご意見、大募集！

じゅらく保育所の民営化（民間移管）、わからないことだらけですよ。

でも大丈夫。今回、講師をお願いしている藤井 豊さんより、「わからなくて当然なんです。できるだけご質問にお答えしようと思いますので、知りたいこと、気になること、不安なこと、何でもお聞かせください」というありがたいご連絡をいただきました。

そこで、事前にじゅらく保育所の民営化（民間移管）について、皆さんのご質問やご意見を大募集したいと思います！

気になっているあんなことやこんなこと、もちろんご質問でなくても、民営化（民間移管）への期待や不安などなど、何でも結構です。

「ききたいこと、言いたいことはたくさんあるけど、当日は都合が悪くて参加できなくて…」という方のご質問・ご意見も、きちんと藤井さんにお伝えします。

ご質問・ご意見等をご自由にお書きください。

ご質問・ご意見は、各クラスの民間移管対策委員にお渡しいただくか、職員室前に置かれている保護者会のご意見箱に投函してください（無記名でも結構です）。

メールでも受け付けていますので、お気軽にお寄せください！

民間移管対策委員会 E-mail: juraku_ikantaisaku@outlook.jp



緊急企画

市営保育所の民営化でじゅらく保育所はどうなるの?!

～みんなで知りたい、考えたい、民間移管のこと～

開催報告

2019/06/22

民間移管対策委員長

はじめに...

6月14日(金)、聚楽保育所の民営化(民間移管)についての勉強会を開催し、移管の現状や問題点を共有しました。講師の藤井豊先生にご参加いただいた保護者の皆さん、本当にありがとうございました。

今回の勉強会では、今から私たち保護者にできることがあるということも明らかにすることができたと思います。藤井先生からは、移管の条件を決める「募集要項(案)」に、保護者の意見や要望を反映させることは特に大切だということが強調されました。そのための要望案作りや意見収集に向けて、今後も保護者の皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

今後のスケジュール(予定)

6月28日(金): 第1回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・京都市から聚楽保育所の募集要項(案)が提示されます。これを元に保護者が必要とする条件を考えます。

7月 4日(木): 藤井豊さん(弁護士)による募集要項(案)の解説

- ・提案された募集要項(案)は、専門的に読み込む必要があります。このままだと説明会で質問するのも大変なので、解説をお願いする予定です。

7月 8日(月): 聚楽保育所での保護者説明会

- ・基本的には募集要項(案)を読み上げるような内容だそうです。ここで京都市の考えをきちんと捉えて、保護者からの案を作ることが大事です。

7月26日(金): 第2回選定部会 保護者との意見交換

- ・一番の山場です。保護者からの案を提示し、意見を伝えられます。

8月 5日(月): 第3回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・保護者の案を受けて修正された内容を検討します。きちんと意見が反映されたか注視しましょう。

8月19日(月): 第4回選定部会 募集要項(案)の検討

- ・最終的な案が検討され、その内容に沿った募集が行われます。
- ・募集に際しては、確定した募集要項とは別に、保護者からの意見も公表されるので、その意見書を作成する必要もあります。

ここから先の選定は非公開…
保護者は関係ありません

はじめに・・・

聚楽保育所の民間移管に向けて勉強会を開き、移管の現状や問題点を共有しました。講師の藤井先生と参加いただいた保護者の皆様、本当にありがとうございました。

今回の勉強会を受けて、保護者の皆様には、今から私たち保護者にできることがあるということをご一緒に認識いただきたいと思います。それは、移管の条件を決める「募集要項（案）」に、保護者からの要望を反映させることです。そのための要望案作りや意見収集のために、今後も保護者の皆様にはご協力をお願いすることになります。

今後のスケジュール

6月28日：第1回選定部会 募集要項（案）の検討

- 京都市から聚楽保育所の募集要項（案）が提示されます。これを元に保護者が必要とする条件を考えます。

7月第1週：藤井さんによる募集要項（案）の解説

- 提案された募集要項（案）は、専門的に読み込む必要があります。このままだと説明会で質問するのが大変なので、解説をお願いする予定です。

7月 8日：聚楽保育所での保護者説明会

- 基本的には読み上げるような内容だそうです。ここで京都市の考えをきちんと捉えて、保護者会からの案を作るのが大事です。

★★ 7月26日：第2回選定部会 保護者との意見交換 ★★

- 一番の山場です。保護者会からの案を提示し、意見を伝えられます。

8月 5日：第3回選定部会 募集要項（案）の検討

- 保護者の案を受けて修正された内容を検討します。きちんと意見が反映されたか注視しましょう。

8月19日：第4回選定部会 募集要項（案）の検討

- 最終的な案が検討され、その内容に沿った募集が行われます。
- 募集に際しては、確定した募集要項とは別に、保護者の意見を公表してもらえるので、その意見書を作成する必要もあります。

日時：2019/06/14（金）19:00～21:00 場所：聚楽保育所 ホール 参加者：保護者13名

講師：藤井 豊さん

保育を考える全国弁護士ネットワークの共同代表をされていて、京都市内の保育所民営化問題にも関わっておられます。また、藤井さん自身も京都市内の民間保育園の保護者であり、今年度は京都市保育園保護者会連合協議会の副会長もされています。

勉強会の内容をまとめました。藤井さんの勉強会資料と合わせて読んでいただけると幸いです。

1. 市営と民間って何が違うの？

保育所での保育については、市町村が実施義務(児童福祉法24条第1項)を負っています。ですので、民間保育園での保育は京都市本来行うべき保育を委託しているという仕組みです。保育所の申し込み先や保育料の納付先が京都市になっていることから実感いただけると思います。委託なので本来は同様の保育をしてほしいのですが、実際は市営と民間で違ってきます。

	市営保育所	民間保育園
関係者	保護者 ⇄ 京都市 ・ 全てに市が関与	保護者 ⇄ 法人 (⇄ 京都市) ・ 基本は民間の法人任せ
保育の方針	・ 京大教授 鯨岡 先生監修の 発達心理学を踏まえた保育 ・ 子どもと保護者の 人権に配慮	・ 園によって様々 ・ 余ほどのことがないと 京都市は指導しない ・ 理事長・園長の意向が強く 反映される場合もある ^{*1}
現場の保育士	・ 保育士資格 + 公務員 ⇒ 公務員試験を突破 できる方々	・ 保育士資格のみ ・ 派遣の方でも OK
保育士の労働環境	・ 公務員なので安定・良好 ・ 平均勤続年数 約16年	・ 園によって様々 ・ 平均勤続年数 短いと5年程度 ^{*2}
保育士の数の余裕	・ 公務員なので 募集人数を確保しやすい	・ 人手不足が深刻 ^{*3} ・ 有効求人倍率 2.35倍(2017年) ⇒ きちんとした選考ができない 派遣会社からの保育士も
加配への対応	・ 市が 直接人を追加配置	・ 委託金の増額のみで、 人は法人が用意する必要あり ^{*4}

*1 理事長・園長の意向の反映

- 個人の独善的な発想で保育に介入される園もあります。
 - 認可保育園「せいしん幼児園」では、職員は毎朝出勤すると一人ひとり順番に1階の応接室に入り、床に正座するなどして園長にあいさつさせられていた。
- 家族的経営による弊害が出たところもあります。

- 八尾市さくら保育園の園長息子が複数の園児に対してわいせつ行為を行い逮捕。園長が息子をかばう対応をするため、保育士が離反して休園に（ひどい）

*2 民間の保育士の平均勤続年数が短い（短いところで平均勤続年数 約 5 年）

- 保育を一通り体験するだけでも 6 年かかり、きちんとした経験を考えると各クラス 2 年ずつ保育に関わると考えると 12 年が必要になります。保育の経験を積むにはどうしても時間がかかりますので、勤続年数が短い民間の法人では、保育士さんの熱意だけでカバーできない問題が生じる可能性があります。

*3 民間の保育士で人手不足が深刻

- 保育士会で実施したアンケートでも「普段の業務の負担が大きい」「配慮が必要な子どもがいるのに十分な配慮が行えない」の声が上がっています。
- 近年では、保育士さんの過剰な負担が問題視されており、人手不足の解消や待遇改善が社会問題として認識されています。このような社会情勢の中で、民間の保育園への負担を増やす民間移管の政策は時代に逆行しています。

*4 加配のための人を法人で確保する必要がある

- 児童の状況に合わせて担任を増やす加配の制度は、児童の成長のために必須ですが、民間の法人では、市から補助金が出るものの人を確保する必要があります。昨今、人手不足が深刻で加配の先生を確保することが難しいです。そこで、障害のある児童に転園を暗に勧めたり、加配制度を使わなかったりする法人もいるそうです（保護者のお知り合いの中にも転園を勧められた方がいたとの話も）。どちらも子どもに皺寄せがいくあり得ない判断です。特に、発達障害は 3 歳あたりで初めて判断がつく障害であり、その子に合わせたケアをすることが大切にもかかわらず、その児童を排除したり、そのための加配を法人の判断で取り下げたりしてしまうのはあんまりです。

2. そもそもなぜ民営化？

京都市，法人，保護者で考えていることがバラバラです。

- 京都市：市営を減らして公務員の保育士を減らしたい
 - 10 年以上前に始まった「官から民へ」を引きずっているだけ
 - 移管が進んだ中でも、加配対応などで必要とされる市の保育士の数は変わらなかった
 - 障害児保育，虐待対応など市営保育所の機能低下は近年懸念が広がっている
 - 保育士の待遇改善に逆行
- 法人：複数園を運営して経営安定化
 - 開園間もない法人が勢いで移管に手を挙げるケース（崇仁保育所の移管）
 - 自分たちの保育の拡大（今までの保育を引き継ぐことは目的でも義理でもない）
⇒ 今までの保育から確実に変わってしまう！
- 保護者：今まで通りの保育が続くという淡い期待
 - 移管先の選定後に法人と保護者で揉めることも

3. 民営化の中で起こること

民間移管において、子どもにも保護者にも大きな負担になります。また、直近の民営化でも様々な問題がありました。

1. 直近の民営化の状況

- 修学院保育所（社会福祉法人岩屋福社会）
 - 移管後の保育士確保に難航。新卒採用市場の変化。
 - 理事長が「自分の保育」を強く前面に出してきた。
 - ⇒ プールを取り壊し、そこに建てたホールで理事長オリジナルソングを合唱？
 - 崇仁保育所（社会福祉法人錦会）
 - 保育園運営2年目、平均勤続年数5年、産休明け保育経験なしという法人
 - 新規採用だけで人材を確保する予定だが、人員と質を確保できるか不安
 - 山ノ本保育所（社会福祉法人大原野児童福祉会）
 - 移管後に突然縦割り保育に改編され混乱。子どもも保護者も大変だった。
 - 保護者への相談もあまりなく、園主導の保育を最初から実践された。
 - 平均勤続年数7年で経験の浅い保育士が多いと思われる。
2. 在園時から見た民営化
- 本来、成長に使うはずのエネルギーが環境の変化への適応に無駄遣いされてしまう。
3. 保護者から見た民営化
- どの園でも対立が起きやすい。不安な気持ちをお互いにぶつけてしまうことも。
 - 移管後に新しく入った保育者との意見の食い違いが生じることもある。
4. 今後のスケジュールと検討事項
- 最初のページに具体的なスケジュールを記載しましたが、非常にハイペースで進みますので、注意する必要があります。
1. 今後の選定部会の流れ（1ページ参照）
- 過去の民間移管の募集要項（修学院、崇仁）がベースになると思われるが、聚楽は児童館と一体運営なので、予想できないところもある。
 - 行政文書なので難解 ⇒ 藤井さんに解説いただく。しっかり議論するメンバーが必要。
 - 募集要項に保護者の意見・要望を反映させるのが非常に大事
 - 崇仁の募集要項に「運営経験5年以上」を加えられれば、運営経験2年の今の法人は応募しなかった。
2. 良い法人は期待できるのか？
- 良い法人ほど慎重。修学院の移管の際に保護者から相談された法人が断った例も。
 - 拡大路線の法人ほど手を挙げやすいが、保育の質が不安。
 - **民営化で子どものために意見を言うのは保護者だけです。**

5. 質疑応答・意見交換

1. 重要事項説明で移管の説明を受けているが、その上で移管の内容に意見するのは筋違い？
 - 移管することへの同意と、移管の内容に同意をすることは別のこと。重要事項説明での同意は、どんな移管でも納得するという趣旨のものではない。
 - 具体的な移管の内容に対して意見を言うのは当然の権利。
2. 移管に意見・反対する活動をするすると移管後に保護者活動を制限されたり、子どもが不利な扱いを受けたりすることが心配。場合によっては保育所が閉鎖されたり、訴えられたりという不安もある。京都市以外の民間移管でこのようなことがあった？
 - まず、あり得ない。保育所の閉鎖は京都市の保育実施義務があるため不可能で、待機児童問題から考えても無理。民営化されなければ市営のまま残る。実際、船岡乳児院は民間移管に手が上がらず、市営のまま存続している。
 - 保護者の活動で子どもが不当な扱いを受けることもない。行政にそんな権限はない。
 - 反対したことを理由に移管後に保護者会活動を制限するということはない。基本的には、以前の保育所の仕組みを引き継ぐ。むしろ、移管に関わるいざこざで保護者が疲弊する心配が大きい。
 - 移管後は三者協議会が開催されるため、保護者の意見をまとめる保護者会は必須。
 - 移管前の反対運動で、移管後に現場の保育士が態度を変えようとは考えにくい。むしろ、保護者会がしっかり活動できないと、園の意向で保育の内容が決まり、不安を抱えるケースがある。しっかりした保護者会で不安を共有するほうが望ましい。
 - 保護者の活動で、市や法人が保護者を訴えることは、刑法に触れるようなことでもしない限りまずない。
3. 今までの聚楽保育所の民間移管に関する活動は法的に問題があった？
 - 民間園への要請文書の送付は問題ない。
 - これまでの経緯を理解したうえで、根拠のある意見が出せるコアメンバーが必要。
 - 募集要項（案）は行政文書で、突き詰めるような質問や提案をしないと保護者の意見を反映させられない。
4. そもそも、なんで聚楽保育所が民間移管の対象になったの？どういう選択基準？
 - 行政区に1か所ずつ市営保育所を保育支援の拠点として残して、他のところは民営化するのが最初の説明。中京区では壬生保育所を残すため聚楽保育所は移管対象とされた。
 - ただ、右京区の市営保育所は京北にしかなく、大半の右京区民向けの保育の拠点事業は壬生保育所が担っている。そんな状態で、聚楽保育所が民間移管されると中京区の保育の拠点はなくなる可能性がある。
 - 実際に南区では崇仁保育所が民間に移管されたことで拠点事業ができなくなり、他の行政区での保育支援に頼る必要が出てきており、最初の説明から矛盾している。
 - 京都市の民間移管を担当する村上課長から「民間移管は、その場の判断でやっている」との発言があり、計画性が崩れているのは明確。
5. 移管に興味があったとした4法人はどこかわかる？
 - わからない。保護者の情報公開請求によって4法人が関心を持っていることが判明。
 - 強い関心を持っているのは1法人のみで、京都市がすでに目星をつけていると予想。

- 今回の選定部会で作られた募集要項に基づいて移管の募集が行われたときに、今回手を挙げていない法人が応募してくることもありうる。
6. 移管の手続きではどんなことが起こる？
- 保護者の意見聴取の時にだけ保護者の意見を聞いてもらえる。
 - 意見聴取であり、その後の議論に参加できるわけではないので、誤解のない内容にすることも大切（ただし、追加で文書意見を出すことは可能）。
 - 最初に出てきた案から、意見聴取時に案が変更される場合がある。崇仁の移管の際に、保護者向け説明会のあとに中身が激変して問題視したものの、変更後の文書を配っただけで意見交換会が行われ、そのまま乱暴にでも進んでしまう。
7. 移管後の引継ぎはどのようなもの？
- 基本的には、移管前の1年で引き継ぎ、移管後1年目に市営の時の一部の先生が残る。
 - しかし移管前の1年間、移管後の1年をフルに使ってしっかり引き継ぐわけではない。
 - 修学院の移管での実例：園長予定者で4～12月は週1日、1～3月は週2.5日
主任予定者で4～8月は週1日、9～3月は週5日、幼児の担任予定者は6～8は週1日、9～12月は週2.5日、1～3月は週5日
⇒ 本格的には3か月間（3か月間での移管は不足という司法判断が出ている）
 - 移管後は、市営の時の先生が6人残ることになっているが頻度は保証されない。
⇒ 京都市は、必要な時だけで訪問の回数を減らすと明記
 - 移管後1年、先生は残るものの里心が付かないよう保育に積極的に関わらない方針。
⇒ 丁寧な移管を実現させるには、募集要項（案）に引継ぎの内容を明記するしかない
8. 移管された後に聚楽保育所で働いていた先生方はどうなるの？
- 他の市営保育所で保育士として働くか、現場を離れて公務員として働くことになる。
 - 市営保育所に障害がある児童が集まる傾向があり、加配の保育士が必要なため、全体では公務員の保育士の人数はあまり変わっていない。
9. もし、移管されなかった場合に建物はどうなるの？
- 京都市が児童館と合わせて建て替えると思われる。
 - 楽只保育所は市営だけれど、移転建て替えを京都市の責任・負担で実施。聚楽保育所の移管の理由がコストカットなのに矛盾している。
10. 募集要項（案）で提案したい内容（参加者からの意見）
- 根拠を示して提案すると受け入れられる可能性が上がります。こちらから提案することしかできないため、誤解されないように明確な提案にすることが好ましいです。
- 実務経験を求めたい。同じ経験年数でも常勤と非常勤・派遣で経験値は違うし、資格を保有するだけで保育にかかわっていない場合もある。
 - 経験年数だけを基準に保育士を選ばず、例えば0歳時クラスには必ず0歳児保育の経験がある人を配置してもらいたい。
 - 応募された保育所を点数で評価する仕組みだが、その評価基準を明確化してほしい。

以上となります。